

北区民まちづくり会議運営要領

1. 趣旨

この要領は、区民まちづくり会議設置要綱（以下「要綱」という）第5条第6項に基づき北区民まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という）の組織及び運営に関して、要綱に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

2. 組織

- (1) まちづくり会議は、市長の委嘱する委員及び必要に応じてまちづくり会議が推薦し、区長が委嘱した特別委員で構成する。
- (2) まちづくり会議に、座長及び副座長1名、会計監事2名を置く。
- (3) 座長及び副座長は、委員の互選により定める。会計監事は、座長の指名とする。
- (4) 副座長は、座長を補佐し座長に支障があるときはその職務を代行する。
- (5) 会計監事は、会計事務を監査する。
- (6) まちづくり会議に、「総会」「幹事会」「北区計画検証部会」「専門部会」を設置する。

3. 総会

- (1) 総会は、まちづくり会議委員全員で構成する。
- (2) 総会は、区民まちづくり会議の活動方針等について議論する。
- (3) 座長は、総会を招集し、会務を総理する。
- (4) 総会の議長は、座長がこれにあたる。

4. 幹事会

- (1) 幹事会は、まちづくり会議委員のうち座長、副座長、会計監事及び座長の指名する10名程度の委員で構成する。
- (2) 幹事会は、総会で決定された方針を具体的に実施するための審議及び決定を行う。
また、「専門部会」の活動について、調整を行う。
- (3) 座長は、幹事会を招集し、会務を総理する。

5. 北区計画検証部会

- (1) 北区計画検証部会は、幹事会とその他の委員、及び委員の推薦する者等で構成する。
- (2) 北区計画検証部会は、北区計画について、進捗状況等を検証する。
- (3) 北区計画検証部会は、次期計画について提言を行う。
- (4) 座長は、北区計画検証部会を招集し、会務を総理する。

6. 専門部会

- (1) 専門部会は、まちづくり会議の委員及び特別委員で構成し、活動テーマに沿った個別・具体的な検討を行うとともに、その実現に向け、まちづくりの実践活動に取

り組む。

(2) 部会長及び副部会長は、部会委員の互選により定める。

(3) 部会長は、部会の検討内容及び実践活動の成果等について、まちづくり会議の総会、幹事会に提案、報告する。

(4) 部会は、部会長が招集する。

(5) 副部会長は、部会長を補佐する。

7. 関係部局の協力

座長は、必要と認める場合、市の関係部局に対し、まちづくり会議への出席及び関係資料の提出を求めることができる。

8. 助言者

座長は、必要と認める場合、学識経験者等に助言者として、まちづくり会議への出席を求めることができる。

9. 提言

座長は、まちづくり会議における活動に関し、必要に応じて、区民、事業者、行政（市長、区長）に報告・提言を行うものとする。

10. 庶務

まちづくり会議の庶務は、北区まちづくり推進課において処理する。

11. その他

この要領に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

附則

この要領は、平成18年7月20日から施行する。

附則

この要領は、平成24年2月17日から施行する。